



千葉労働局発表
令和3年9月1日

1の照会先

千葉労働局労働基準部賃金室

室長 庄司 淳

室長補佐 北川 能章

(電話) 043-221-2328

2の(1)及び3の照会先

千葉労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官

堀江 昌生

室長補佐 竹中 広治郎

(電話) 043-306-1860

2の(2)の照会先

千葉労働局職業安定部職業対策課

課長 常住 房夫

課長補佐 日暮 信義

(電話) 043-221-4391

報道関係者 各位

千葉県最低賃金を時間額「953円」に引上げ

－効力発生日は令和3年10月1日－

千葉労働局長（局長：江原由明）は、千葉県最低賃金を28円引き上げ、時間額953円に改正することを決定し、本日官報公示しました。

1 本年6月25日、千葉労働局長から千葉地方最低賃金審議会（会長：大澤克之助）に、千葉県最低賃金（地域別最低賃金）の改正について、諮問を行いました。

同審議会は、審議の結果、8月5日に、①現行の時間額925円を28円引き上げて953円に改正する（引上げ率3.02%）、②効力発生日（発効日）を令和3年10月1日とすることなどを内容とする答申を千葉労働局長に行いました。

これを受けて、千葉労働局長は、答申内容の公示等所要の経路を経て、千葉県最低賃金を時間額953円に改正することを決定し、本日官報公示しました。効力発生日は令和3年10月1日です。

2 千葉労働局では、最低賃金引上げに向けた環境整備に係る中小企業・小規模事業者支援として、助成金の活用を推進しています。

(1) 業務改善助成金（別添1リーフレット参照）

事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金－千葉県最低賃金から30円以内－）を20円以上引き上げ、設備投資等を行った事業主に対して、最大600万円（90円コースの場合）の助成金が支給されます。

令和3年8月より、既存の4コースに加え45円コースの新設、上限加算の対象人数を10人以上までに拡大、同一年度内に複数回（2回まで）申請可能など、より申請しやすい方に改善されました。

助成金の申請を検討される事業主の方で、最低賃金近辺の賃金を引き上げる場合は、現在の最低賃金が引き上げられる前に申請する必要があります。

(2) 雇用調整助成金（別添2リーフレット参照）

令和3年10月から3か月の休業について、業況特例等の対象となる中小企業が、事業場内で最も低い時間給を、令和3年7月16日以降、同年12月までの間に、30円以上引き上げる場合に休業規模要件（1/40以上）を問わず助成金が支給されます。

3 千葉労働局では、様々な経営・労務管理に関する課題に対して、ワン・ストップで無料相談に応じる「千葉働き方改革推進支援センター」（電話0120-174-864・別添3リーフレット参照）を設置しています。同センターでは、最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業への支援として、生産性向上に向けた取組や、上記助成金の申請の相談等に応じています。

.....

<参考1：最低賃金について>

○ 千葉県最低賃金について

地域別最低賃金である千葉県最低賃金は、産業、職種、常用・臨時・パート等の属性、年齢等にかかわらず、千葉県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。千葉県最低賃金額以上の賃金を支払わない使用者は、最低賃金法第4条違反として罰則（50万円以下の罰金）の対象となります。

派遣中の労働者については、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

○ 最低賃金に参入されない賃金

- ① 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ③ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

<参考 2 : 最近 5 年間の千葉県最低賃金の改正状況>

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
最低時間額	868 円	895 円	923 円	925 円	953 円
引上げ額	26 円	27 円	28 円	2 円	28 円
対前年度引上げ率	3.09%	3.11%	3.13%	0.22%	3.02%

- 最低賃金が時間額に一本化された平成 14 年度以降の引上げ最高額は、令和元年度の 28 円（引上げ率 3.13%）と今年度の 28 円（同 3.02%）であり、次いで平成 30 年度の 27 円（同 3.11%）となっています。
- 平成元年度以降の千葉県の最低賃金の推移については、別表のとおりです。

千葉県の最低賃金一覧表

千葉労働局

必ずチェック 最低賃金！ 使用者も 労働者も

最低賃金件名	最低賃金額 時間額(円)	発効 年月日	最低賃金の適用について
〔地域別最低賃金〕 千葉県最低賃金	953	令和 3.10.1	千葉県内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。ただし、特定最低賃金が設定されている産業の労働者及びその使用者には、該当する特定最低賃金が適用されます。

特 定 最 低 賃 金	調味料製造業 (味そ製造業を除く。)	953	令和 3.10.1	*調味料製造業の特定最低賃金(889円)は、令和3年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(953円)」が適用されます。
	鉄鋼業	995	令和 2.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3)清掃又は片付けの業務に主として従事する者
	はん用機械器具、 生産用機械器具製造業 ※注	953	令和 3.10.1	*はん用機械器具、生産用機械器具製造業の特定最低賃金(922円)は、令和3年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(953円)」が適用されます。
	電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業 (電球・電気照明器具製造業、 電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、 補助的経済活動を行う事業所を除く。)	954	令和 2.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1)から(3)は上記に同じ (4)次に掲げる業務に主として従事する者 イ 主として手作業による又は手工具若しくは小型電動工具、操作が容易な小型機械を使用して行う部品の組立て又は加工業務のうち、組線、巻線、端末処理、はんだ付け、取付け、穴あけ、みがき、刻印打ち、かしめ、バリ取り、材料の送給、選別の業務 ロ 塗油、検品の業務 ハ 手作業による袋詰め、包装の業務 ニ 軽易な運搬、部品等の整理、賄い等の雑役業務
	計量器・測定器・分析機器・ 試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、 医療用機械器具・医療用品製造業、 光学機械器具・レンズ製造業、 時計・同部分品製造業、 眼鏡製造業	953	令和 3.10.1	*計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業の特定最低賃金(887円)は、令和3年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(953円)」が適用されます。
	各種商品小売業 (注：衣・食・住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いづれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所)	953	令和 3.10.1	*各種商品小売業(848円)は、令和3年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(953円)」が適用されます。
	自動車(新車)小売業	953	令和 3.10.1	*自動車(新車)小売業(922円)は、令和3年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(953円)」が適用されます。

※注 はん用機械器具製造業…家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業（他に分類されないはん用機械・装置製造業を除く）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く

生産用機械器具製造業…建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業、生活関連産業用機械製造業のうち包装・荷造機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業のうち金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く

◎ 支払い賃金を最低賃金と比較する場合、賃金から精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜手当、賞与及び臨時の賃金は除外します。

◎ 最低賃金の詳しい内容は、千葉労働局賃金室(043-221-2328)又は最寄りの労働基準監督署へお尋ねください。

千葉労働局

検索

千葉県最低賃金の推移

(令和3年10月1日現在)

別表

(単位円)

年度	地域別	特定最低賃金						
	千葉県最低賃金	調味料製造業	鉄鋼業	一般機械器具製造業(略称)	電気機械器具製造業(略称)	精密機械器具製造業(略称)	各種商品小売業	自動車(新車)小売業
平成元年	503			570	565	557	538	554
	4,019			4,560	4,520	4,454	4,300	4,430
2年	527	583	609	600	594	586	567	587
	4,212	4,664	4,872	4,800	4,750	4,681	4,530	4,695
3年	553	620	642	632	625	617	600	622
	4,420	4,953	5,129	5,053	4,996	4,929	4,800	4,969
4年	576	647	670	660	653	644	628	650
	4,607	5,170	5,354	5,275	5,221	5,146	5,020	5,193
5年	594	668	691	681	675	665	649	672
	4,751	5,343	5,526	5,447	5,395	5,318	5,188	5,369
6年	609	685	708	699	694	683	667	691
	4,867	5,477	5,664	5,584	5,547	5,457	5,330	5,521
7年	623	701	725	715	711	699	683	708
	4,977	5,605	5,794	5,717	5,686	5,585	5,462	5,658
8年	635	717	741	731	727	715	699	724
	5,080	5,729	5,922	5,848	5,816	5,713	5,590	5,787
9年	650	733	758	748	744	731	715	741
	5,190	5,858	6,058	5,984	5,952	5,846	5,720	5,923
10年	662	746	772	762	758	745	728	755
	5,282	6,967	6,171	6,096	6,063	5,953	5,824	6,035
11年	667	753	779	769	765	752	735	762
	5,329	6,023	6,229	6,152	6,119	6,009	5,878	6,091
12年	672	759	785	776	771	758	741	768
	5,372	6,071	6,280	6,202	6,168	6,058	5,929	6,141
13年	676	764	791	781	777	763	746	773
	5,408	6,110	6,321	6,243	6,210	6,098	5,967	6,183
14年	677	765	792	782	779	764	747	774
15年	677	766	793	783	780	765	747	775
16年	678	767	795	785	782	767	748	777
17年	682	771	800	789	786	771	751	781
18年	687	775	806	794	791	776	756	786
19年	706	785	819	805	803	788	767	799
20年	723	795	829	814	813	798	775	807
21年	728	800	836	817	817	801	777	809
22年	744	806	846	823	824	808	782	815
23年	748	810	850	827	829	812	788	819
24年	756	817	857	833	836	819	795	827
25年	777	827	867	843	846	829	807	838
26年	798	839	880	855	859	841	819	850
27年	817	852	893	869	872	854	832	865
28年	842	868	915	884	887	869	848	880
29年	868	889	938	902	906	887	* 868	900
30年	895	* 895	965	922	928	* 895	* 895	922
令和元年	923	* 923	993	* 923	951	* 923	* 923	* 923
2年	925	* 925	995	* 925	954	* 925	* 925	* 925
3年	953	* 953	995	* 953	954	* 953	* 953	* 953

平成13年度までの下段は日額。14年度から時間額のみ。特定最賃の*は千葉県最低賃金が適用されます。令和3年度は10月1日現在（鉄鋼業と電気機械器具製造業の金額は、今後協議の予定です。）

令和3年8月から

「業務改善助成金」が使いやすくなります

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資など（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）
を行った場合に、その費用の一部を助成します。



詳しくはHPをご覧ください！



業務改善助成金

検索

変更後のコース内容

※申請期限：令和4年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	1人	20万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金(925円)の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	3 / 4 生産性要件を満たした場合は 4 / 5 (※2)
		2～3人	30万円		
		4～6人	50万円		
		7人以上	70万円		
		10人以上(※1)	80万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円		
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上(※1)	120万円		
(新設) 45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2～3人	70万円		
		4～6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上(※1)	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上(※1)	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(※1)	600万円		

(※1) 10人以上の上限額区分は、以下に該当する事業場が対象となります。

生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

(※2) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

○助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

その他の変更点

- ◆ PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども生産性向上の効果が認められる場合は対象になります。
※特例のうち、生産量要件に該当する場合であって、引上げ額30円以上の場合に限ります。
- ◆ 同一年度内に複数回（2回まで）申請することができます。

ご留意頂きたい事項

- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 事業完了の期限は令和4年3月31日です。

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを最寄りの都道府県労働局へ提出

審査

交付決定後、提出した計画に沿って事業実施

労働局に事業実施結果を報告

審査

支給

申請先

◆ 千葉労働局雇用環境・均等室 企画部門

〒260-8612 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第二地方合同庁舎 【電話番号】043-306-1860

働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

～・業務改善助成金の活用事例～

業務改善 事例1 業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングの活用による生産性の向上

業務改善 事例2 テーブルオーダーシステムの導入による注文業務の効率化と会計の見える化

【所在地】三重県 【従業員数】26人 【事業内容】建築物清掃業
【課題と対応】手作業で床の洗浄をしていたため、作業時間が長かった。また、事務的にも作業ミスや連絡ミスがあったため、設備投資とコンサルティングによる業務効率化を検討してきた。

清掃業務を機械化し、ITを活用して事務作業も効率化したいと考えました。そこで、助成金を活用して業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングを活用しました。

清掃業務の負担を軽減し、日程調整や書類作成も効率化したい

導入前 導入後

従業員

さらなる工夫
受発注は電話のみで行うことが大半だったが、メールとアプリを活用し、スケジュール表で可視化できるようにした。

床洗浄の作業が3人から1人になり、事務作業の効率化で取引先と円滑なコミュニケーションが可能

実施内容 業務用吸水掃除機を導入することで、床洗浄作業の人員と作業時間が3分の1になった。また、業務改善コンサルティングによって、ITの活用により日程調整や書類作成、取引先とのコミュニケーションが効率化した。

成果 清掃業務と事務作業の効率化により生産性が向上し、22人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を30円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

助成金活用のきっかけ インターネットで、活用可能な助成金を検索

【所在地】福岡県 【従業員数】9人 【事業内容】飲食業
【課題と対応】オーダーの聞き間違い等を解消し、従業員の負担軽減を図るため、設備投資による作業効率化を検討してきた。

注文に要する時間を削減し、テーブルごとの料金管理を図りたいと考えました。そこで、助成金を活用してセルフで注文できるテーブルオーダーシステムを導入しました。

ホールスタッフの注文を取りに行く作業を減らして、回転率を向上させたい

導入前 導入後

代表者

さらなる工夫
揚げ物の揚げ時間を短縮できる機器や、飲み放題用のセルフ式設備の導入により、従業員のさらなる業務負担軽減を進めた。

1か月当たりの注文受け時間が約12時間短縮

実施内容 テーブルまで行き注文を取っていたが、テーブルオーダーシステムの導入で顧客が自ら注文を入力できるようになり、オーダーと会計が正確になったことで従業員の負担軽減が図られた。

成果 注文業務の効率化により生産性が向上し、3人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を90円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

助成金活用のきっかけ インターネットで、飲食業で活用可能な助成金を検索

(事業主の方へ)

最低賃金を引き上げた中小企業における 雇用調整助成金等の要件緩和について

概要

業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、令和3年10月から12月までの3ヶ月間の休業については、休業規模要件（1/40以上）を問わず支給します。

対象となる条件

以下の①及び②の条件を満たす場合は、小規模の休業（1/40未満）も対象。

（例：10人規模の中小企業が20日の所定労働日数の月に、4人日分の休業を行った場合も対象）

$$4 \text{ 人日 (休業)} / 200 \text{ 人日 (10人} \times 20 \text{日)} = 1 / 50 < \text{休業企業規模 (1/40)}$$

- ① 令和3年10月から3ヶ月間の休業について、業況特例又は地域特例の対象となる中小企業（令和3年1月8日以降解雇等を行っていない場合に限る。）であること。
- ② 事業場内最低賃金（当該事業場における雇入れ3月を経過した労働者の事業場内で最も低い時間あたりの賃金額。地域別最低賃金との差が30円未満である場合に限る。）を、令和3年7月16日以降、同年12月までの間に、30円以上引き上げること。

※令和3年度地域別最低賃金の発効日以降に賃金を引き上げる場合は、発効後の地域別最低賃金から30円以上引き上げる必要があります。

※同一都道府県内に地域別最低賃金との差が30円未満である事業場が複数ある事業主は、最も低い事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、他の事業場もこの水準以上に引き上げる必要があります。

※就業規則その他これに準ずるものにより、当該引上げ後の賃金額を事業場で使用する労働者の下限の賃金額とすることを定める必要があります。

※当該引上げの実施日以降の休業について要件緩和が利用できます。

申請手続等

- 雇用保険被保険者、被保険者以外ともに、緊急雇用安定助成金として申請を行っていただきます。
- 緊急雇用安定助成金は、休業に対する助成となります。（教育訓練や出向は対象になりません。）
- 助成率や上限額は業況特例や地域特例と同じになりますが、10月以降の助成率等については8月中にお知らせします。
- 申請様式は9月以降にホームページで公開する予定です。

お問合せ先

ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター
0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

厚生労働省HP

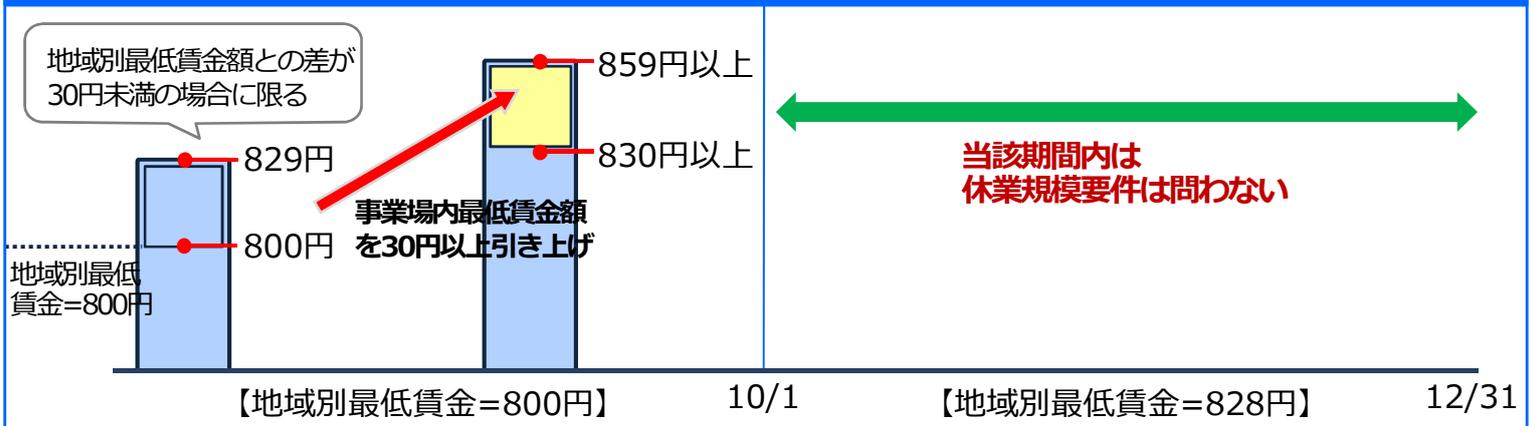


LL030806企01

(要件緩和の対象となるケースのイメージ)

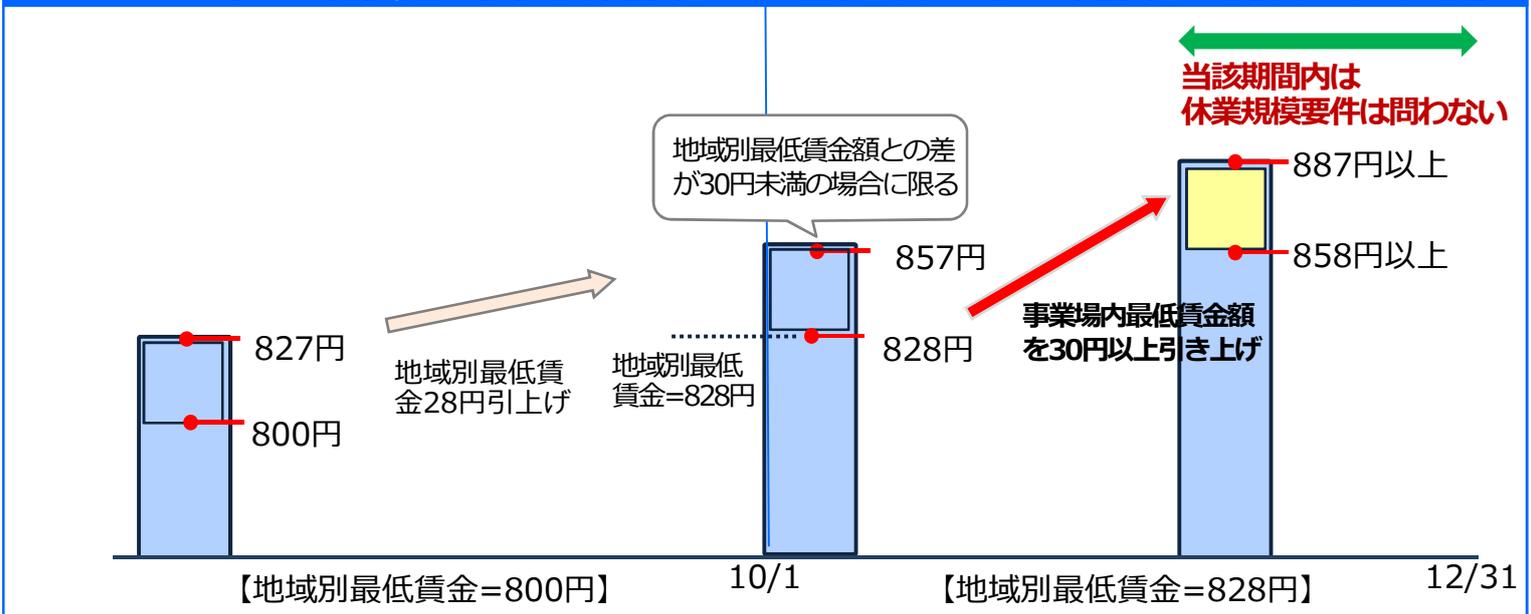
引上げ前の地域別最低賃金が800円。地域別最低賃金の引上げ額が28円。
地域別最低賃金の引上げ日が10月1日の場合。

(ケース1) 10月1日より前に事業場内最低賃金額を引き上げる場合



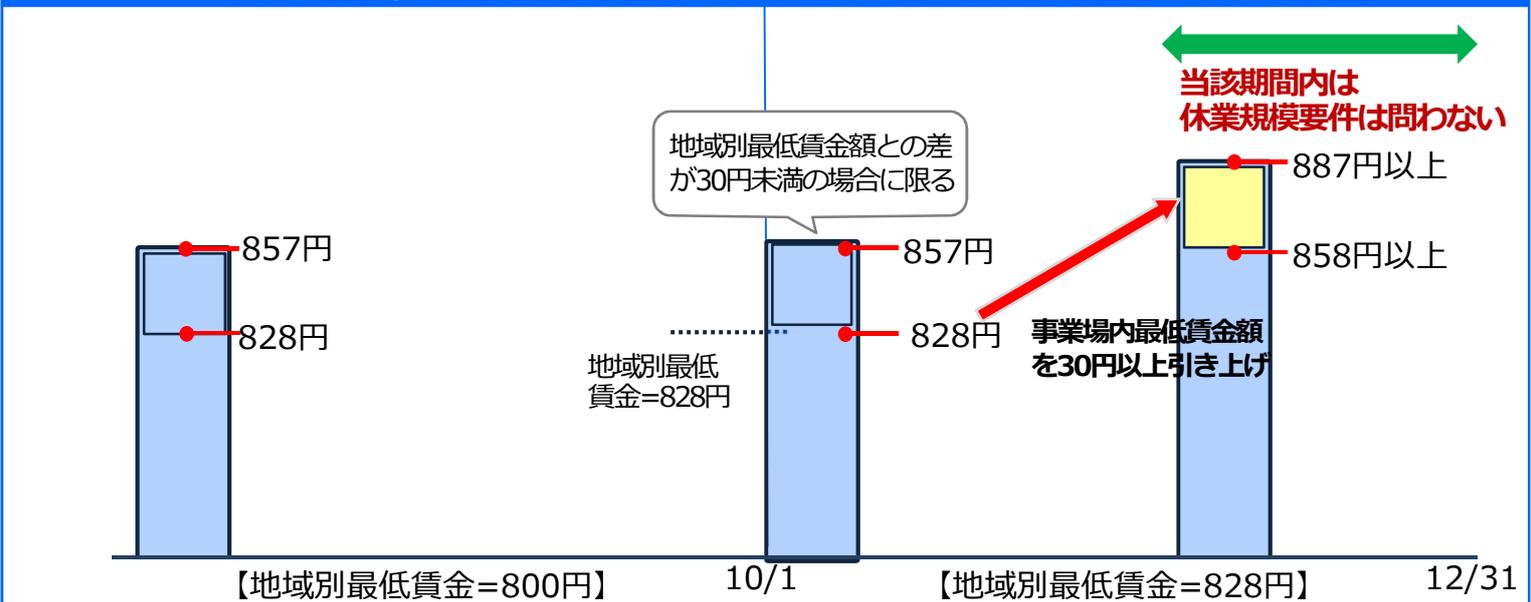
(ケース2) 10月1日以降に事業場内最低賃金額を引き上げる場合

(10月1日より前の事業場内最低賃金額が、引上げ後の地域別最低賃金額を下回っている場合)



(ケース3) 10月1日以降に事業場内最低賃金額を引き上げる場合

(10月1日より前の事業場内最低賃金額が、引上げ後の地域別最低賃金額以上の場合)



事業主、労務担当者様
そのお悩み、ぜひ

専門家に

ご相談 ください!

ひとつでもチェックがつかますか?

- 年次有給休暇**5日間**の取得をしていない従業員がいませんか?
- 1ヶ月に**45時間超残業**している従業員がいませんか?
- 月60時間超の時間外労働に対する**割増賃金**を払っていますか?
- パートタイムに正社員と**同じ手当を支給**していますか?
- コロナ禍による、**テレワーク実施時の労務管理**が整っていますか?



これらを改善することにより
「**人手不足の解消と定着**」を図りませんか!



ご都合に合わせた
相談方法が選べる!

働き方改革の推進にのため、中小企業・小規模事業者等を中心に就業規則の作成方法、非正規労働者の処遇改善、過重労働対策、賃金規定の見直し、**労働関係助成金**の活用等について働き方改革に取り組む事業主の皆様へ助言・提案などの相談支援を行います。

相談方法

- ① 企業訪問 (1社あたり最大6回)
- ② 電話・メール
- ③ センター来所
- ④ 出張相談会

千葉働き方改革推進支援センター

TEL 0120-174-864

受付時間 平日 9:00~18:00

住所 〒260-0013
千葉市中央区中央 4-13-10 千葉県教育会館 7階

MAIL hk12@mb.langate.co.jp FAX 043-301-5835

[http:// 千葉働き方改革推進支援センター .site](http://千葉働き方改革推進支援センター.site)

相談・セミナー情報詳細は、
ホームページをご覧ください。

千葉 働き方改革

検索



年次有給休暇の 確実な取得

大企業・中小企業とも 2019年4月～

時間外労働の 上限規制

大企業：2019年4月～／中小企業：2020年4月～

同一労働同一賃金

2020年4月～

※中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の運用は、2021年4月1日～

年次有給休暇の確実な取得とは

労働基準法が改正され、使用者は、法定の年次有給休暇付与日数が10日以上全ての労働者に対し、時季を指定して毎年5日、年次有給休暇を確実に取得させる必要があります。

時間外労働の上限規制とは

残業時間の上限は、原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。

同一労働同一賃金とは

正社員と非正規労働者との間の不合理な待遇差が禁止されます。



個別訪問申込書

FAX：043-301-5835



千葉働き方改革推進支援センター 宛

WEB相談フォームはこちら ▶▶▶▶

事業場名				ご担当者 氏名	
所在地	〒 -				
連絡先	電話				E-MAIL
	FAX				
訪問 希望日	・ 令和 年 月 日 () ・ 令和 年 月 日 () ・ 令和 年 月 日 ()				<input type="checkbox"/> オンライン相談希望 ※ 後日、日程調整のお電話を申し上げます。
相談内容 ✓をお付け 下さい	<input type="checkbox"/> 残業時間の上限規制 <input type="checkbox"/> 各種助成金の申請・活用 <input type="checkbox"/> 36協定 <input type="checkbox"/> 同一労働・同一賃金 (非正規労働者待遇改善) <input type="checkbox"/> 就業規則・賃金規定等の見直し <input type="checkbox"/> テレワーク <input type="checkbox"/> 育児・介護制度の整備 <input type="checkbox"/> 年次有給休暇の取得義務付け <input type="checkbox"/> その他【				
	<input type="checkbox"/> 人手不足 <input type="checkbox"/> 最低賃金制度 <input type="checkbox"/> 無期転換制度 <input type="checkbox"/> 生産性向上への対応 <input type="checkbox"/> 賃金制度全般 <input type="checkbox"/> 職務分析・職務評価 <input type="checkbox"/> 高度プロフェSSIONAL制度 】				

【個人情報の取り扱いについて】

- 本申込書にご記入いただいた個人情報（以下「個人情報」）を取得する事業者：ランゲート株式会社（以下「当社」）
- 当社の個人情報保護管理者および個人情報に関する問合せ先：
情報通信部 PMR 担当 E-MAIL：privacy@mb.langate.co.jp
- 取得した個人情報は、「令和3年度 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業」（以下「本事業」）の相談支援申込みのために利用します。
- 当社は、利用目的の達成に必要な範囲で、当社が定める個人情報保護の水準を満たした委託者（中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業 専門家）に、個人情報を委託することがあります。
- 当社は開示対象個人情報について、本人または代理人から受け付けた開示等の求めに応じます。
- 当社は、本事業の実施報告のため、本事業の委託者である厚生労働省に、個人情報を書面にて提供することがあります。

※ 上記内容について 同意する（チェックしてください）